

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻

14 時 45 分

様式 9-1

第 25 条 報 告

送信枚数 ( 1 / 13 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 2 5 2 6 4 報)

2023 年 12 月 30 日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 遼也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原 2 2
特定事象の発生箇所 (注 1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻 (注 1)	2011 年 (平成 23 年) 3 月 11 日 16 時 36 分 (24 時間表示)
特定事象の種類 (注 1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第 6 条第 4 項第 4 号, 省令第 21 条第 1 項ロ)
発生事象と対応の概要 (注 2) (注 3)	(対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記のとおりお知らせいたします。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント関連パラメータ [12月30日11時00分現在]</li> <li>・サブドレン等 分析結果 [採取日 12月29日]</li> <li>・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 12月29日]</li> <li>・構内排水路 分析結果 [採取日 12月29日]</li> <li>・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 12月27日、12月29日]</li> <li>・海水分析結果&lt;港湾内&gt; [採取日 12月29日]</li> <li>・海水分析結果&lt;発電所から3km以内&gt; [採取日 8月14日、12月29日]</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。</li> <li>・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。</li> <li>・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。</li> </ul> <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の有り・無し (注 4)</p>
その他の事項の対応 (注 5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格 A 4 とする。

( 2 / 13 )

- (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合、また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は、その発生日時、観測用地震計の加速度 gal 数（水平方向、鉛直方向）を記入する。
- (注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は、本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお、様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。
- (注5) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2023年12月30日 11:00現在

2023年12月30日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 2.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.2 m <sup>3</sup> /h	給水系: 1.5 m <sup>3</sup> /h CS系: 0.0 m <sup>3</sup> /h	給水系: 1.9 m <sup>3</sup> /h CS系: 1.9 m <sup>3</sup> /h	
原子炉圧力容器 内部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 18.4 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 16.1 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 17.9 °C	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 27.7 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 29.2 °C	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 20.4 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 20.5 °C	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 18.0 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 17.9 °C	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 28.1 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 28.1 °C	PCV温度 (TE-16-002): 19.2 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 19.8 °C	
原子炉格納容器 圧力	0.35 kPa g	1.15 kPa g	0.52 kPa g	
窒素封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm <sup>3</sup> /h (RVH-B): 16.00 Nm <sup>3</sup> /h (JP-A): 14.73 Nm <sup>3</sup> /h (JP-B): - Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	RPV-A: 6.23 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 6.09 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	RPV-A: 7.46 Nm <sup>3</sup> /h RPV-B: 7.61 Nm <sup>3</sup> /h PCV: - Nm <sup>3</sup> /h ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	25.7 m <sup>3</sup> /h	16.25 Nm <sup>3</sup> /h	21.54 Nm <sup>3</sup> /h	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol%	A系: 0.05 vol% B系: 0.02 vol%	A系: 0.14 vol% B系: 0.13 vol%	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 1.51E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 4.97E-04 Ba/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 1.38E-03 Ba/cm <sup>3</sup> 検出限界値 3.43E-04 Ba/cm <sup>3</sup>	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 Ba/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 ND 検出限界値 1.2E-01 Ba/cm <sup>3</sup>	A系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>3</sup> B系: 指示値 ND 検出限界値 1.9E-01 Ba/cm <sup>3</sup>	
使用済燃料プール 水温度	20.3 °C	19.7 °C	※5	
FPC 燃料プールの 水位	3.89 m	4.52 m	3.45 m	38.3 X 100mm

[注]単位に関する事項

※1: 原子炉格納容器内の水素濃度は0.00Vol%と記載する。(水素濃度が極めて低い場合は、計測値によりマイナズ表示される場合があるため)

※2: 原子炉格納容器内の放射能濃度はXe135の濃度を示す。

※3: 放射能濃度の検出限界値はNDと記載する。原子炉格納容器内ガス管理システムの放射能濃度値 (No.135) を記載する。

※4: 窒素封入停止中

※5: 全燃料プール水位を示す。燃料プール水位

[重要事項]  
各計測器については、異常やその他の事故進展の影響を受けて、測定の適用限度条件を  
超えているものがあり、正しく測定されていぬ可能性がある計測器も存在している。  
プラントの状態を把握するために、このような計測器の不確かさも考慮したうえで、関連  
の計測器から得られる情報を活用して変化の傾向にも留意して総合的に判断している。

2023年12月30日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

## サブドレン等 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機サブドレン	2023/12/29 06:51	< 5.9E+00	< 6.0E+00	8.6E+01
2号機サブドレン	2023/12/29 07:00	< 1.9E+01	4.9E+01	3.6E+03
3号機サブドレン	2023/12/29 07:20	< 3.1E+00	< 5.5E+00	< 3.3E+00
4号機サブドレン	2023/12/29 06:50	< 4.6E+00	< 5.5E+00	< 4.4E+00
5号機サブドレン	2023/12/29 06:39	< 4.4E+00	< 5.5E+00	< 5.2E+00
6号機サブドレン	2023/12/29 06:33	< 4.1E+00	< 3.9E+00	< 4.4E+00
構内深井戸	—	—	—	—

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・0.0E±0とは、0.0×10<sup>±0</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31; 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

2023年12月30日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所推進カンパニー

## 集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2023/12/29 06:50	< 4.6E+00	< 5.5E+00	< 4.4E+00
プロセス主建屋北東	2023/12/29 07:44	< 4.5E+00	< 5.0E+00	< 4.4E+00
プロセス主建屋南東	2023/12/29 07:40	< 4.5E+00	< 5.5E+00	< 4.4E+00
粗固体廃棄物減容処理建屋南	2023/12/29 07:13	< 4.5E+00	< 4.2E+00	< 3.8E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
冷却工作建屋西側	2023/12/29 07:20	< 4.3E+00	< 5.0E+00	3.3E+01
粗固体廃棄物減容処理建屋北	2023/12/29 07:02	< 3.1E+00	< 3.4E+00	< 3.3E+00
サイトバンカ建屋南東	2023/12/29 07:28	< 5.1E+00	< 5.4E+00	< 4.4E+00

・不等号 (<) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0 とは、 $0.0 \times 10^{±0}$  であることを意味する。

(例) 3.1E+01 は  $3.1 \times 10^1$  で 31, 3.1E+00 は  $3.1 \times 10^0$  で 3.1, 3.1E-01 は  $3.1 \times 10^{-1}$  で 0.31 と読み。

・サイトバンカ建屋南西は、1 回/週程度の頻度で分析を実施。

2023年12月30日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2023/12/29 07:23	< 3.5E+00	< 4.9E-01	2.4E+00
物揚場排水路	2023/12/29 07:19	< 2.8E+00	< 4.9E-01	8.5E-01
K排水路	2023/12/29 06:00	< 3.5E+00	< 6.7E-01	2.4E+00
BC排水路	2023/12/29 06:00	< 2.8E+00	< 5.1E-01	< 5.0E-01
D排水路	2023/12/29 07:26	< 3.5E+00	< 4.6E-01	< 5.1E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、 $0.0 \times 10^{±0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31, 3.1E+00は $3.1 \times 10^0$ で3.1, 3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・採取当日の降雨量は0 mm

・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。

※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

2023年12月30日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	分析項目							塩素 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	
No.0-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-1-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-3-1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-3-2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.0-4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1	2023/12/29 07:10	1.6E+04	< 3.3E-01	< 3.5E-01	< 4.1E+00	< 1.6E+00	< 4.6E-01	1.5E+01	—
No.1-6	2023/12/29 07:30	1.6E+06	< 9.0E+01	< 7.6E+01	< 3.6E+03	< 2.1E+03	9.2E+03	5.0E+05	—
No.1-8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
No.1-9 #1	2023/12/29 07:05	3.7E+01	—	—	—	—	—	—	9.2E+01
No.1-11	2023/12/29 07:00	1.2E+02	< 2.3E-01	< 2.6E-01	< 2.6E+00	< 1.1E+00	4.4E-01	3.0E+01	—
No.1-12	2023/12/29 07:25	4.7E+02	< 7.0E-01	< 1.2E+00	< 1.1E+01	< 5.9E+00	2.1E+00	1.3E+02	—
No.1-14	2023/12/29 07:45	7.5E+03	< 3.0E-01	< 3.4E-01	< 1.0E+01	< 3.2E+00	3.9E+00	2.0E+02	—
No.1-16	2023/12/29 07:20	4.8E+04	< 3.3E-01	< 3.4E-01	< 3.5E+00	< 1.5E+00	< 4.1E-01	1.5E+01	—
No.1-17	2023/12/29 07:15	1.4E+05	< 4.1E-01	< 4.2E-01	< 5.0E+00	< 2.1E+00	< 5.1E-01	7.2E+00	—

・本等号 (<: 小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。  
 ・測定対象外および検出停止の項目は「—」と記す。  
 ・O.E+0とは、 $0.0 \times 10^0$  であることを意味する。  
 (例) 3.1E+01は  $3.1 \times 10^1$  で31, 3.1E+00は  $3.1 \times 10^0$  で3.1, 3.1E-01は  $3.1 \times 10^{-1}$  で0.31と読み、  
 ※1 No.1-9は、取水器による採取であるため、測定は実施せず。全βは参考値としてその後測定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目										
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
1,2号機ウェルポイント 汲み上げ水												
No.2												
No.2-2												
No.2-3 <sup>※1</sup>												
No.2-5 <sup>※2</sup>												
No.2-6	2023/12/29 07:40	2.3E+03	< 2.5E-01	< 2.2E-01	< 7.6E+00	< 3.9E+00	1.1E+01	5.9E+02 *				
No.2-7	2023/12/29 07:35	3.4E+02	< 3.4E-01	< 3.7E-01	< 3.4E+00	< 1.3E+00	< 3.4E-01	2.5E+00				5.0E+02
No.2-8												
2,3号機改修ウェル 汲み上げ水												
No.3												
No.3-2												
No.3-3												
No.3-4												
No.3-5 <sup>※2</sup>												
3,4号機改修ウェル 汲み上げ水												

不平等号 (<) : 小ぶり は、検出限界未満 (ND) を表す。

測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

○, ○E±○とは、○.○×10<sup>±○</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としての過後に測定。

\*過去最高値

「護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)」および「2020年8月31日以前公表資料

「福島第一港内、放水口付近 護岸の詳細分析結果 護岸地下水」で過去に示した値との比較



2023年12月30日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・γ・塩素)

(1/2)

採取地点	採取日時	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	分析項目					塩素 (ppm)	
				Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)		Cs-137 (Bq/L)
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 #1	2023/12/27 07:01	2.6E+01	6.2E+02	-	-	-	-	-	-	9.0E+01
No.1-11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不等号 (<: 小文字) は、検出限界値未満 (LMD) を表す。

・測定対象物および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10<sup>±O</sup>であることを意味する。

〔例〕 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・H-3以外は概ねお知らせ済み。

※ 1. No.1-9は、検水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としての結果に測定。

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

観測地点	採取日時	全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	分析項目					Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)
				Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)		
1,2号機ワエルポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2023/12/27 06:41	7.3E+02	1.5E+03	< 2.8E-01	< 3.3E-01	< 2.6E+00	< 1.1E+00	< 3.3E-01	5.0E+00	-
No.2-7	2023/12/27 06:46	3.5E+02	1.8E+03	< 2.1E-01	< 3.0E-01	< 2.4E+00	< 8.2E-01	< 3.0E-01	8.6E+00	5.5E+02
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2,3号機改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,4号機改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・不符号 (<: 小文字) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象物質および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE+Oとは、 $O.O \times 10^{+O}$ であることを意味する。

【例】3.1E+01は $3.1 \times 10^1$ で31、3.1E+00は $3.1 \times 10^0=3.1$ 、3.1E-01は $3.1 \times 10^{-1}$ で0.31と読む。

・H-3以外の項目にお知らせ済み。

※2 No.2-5、No.3-5は、取水器による採取であるため、測定は実施せず。全量は参考値としてご報告にさせていただきます。

2023年12月30日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 海水分析結果<港湾内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5号機取水口前	2023/12/29 07:32	< 1.4E+01	< 3.0E-01	< 2.7E-01
1F 物揚場前	2023/12/29 07:14	1.7E+01	< 2.9E-01	< 3.4E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2023/12/29 07:09	< 1.4E+01	< 3.3E-01	3.8E-01
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2023/12/29 06:45	< 1.4E+01	< 2.3E-01	2.0E+00
1F 港湾口	2023/12/29 06:56	1.4E+01	< 3.3E-01	< 2.6E-01
1F 港湾中央	2023/12/29 06:50	1.4E+01	< 3.0E-01	< 2.9E-01
1F 港湾内東側	2023/12/29 06:53	< 1.4E+01	< 3.3E-01	< 2.8E-01
1F 港湾内西側	2023/12/29 06:48	< 1.4E+01	< 2.8E-01	< 3.3E-01
1F 港湾内北側	2023/12/29 06:45	< 1.4E+01	< 3.0E-01	< 2.5E-01
1F 港湾内南側	2023/12/29 06:59	< 1.4E+01	< 3.1E-01	< 3.2E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン <sup>※1</sup>			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・物揚場前は、シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134, Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

12/13

2023年12月30日  
東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

### 海水分析結果<発電所から3km以内> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/12/29 06:49	—	< 6.2E-01	< 6.9E-01
1F 南放水口付近 (T-2)	2023/12/29 06:28	1.4E+01	< 7.7E-01	< 7.5E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	—	—	—	—
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	—	—	—	—
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	—	—	—	—
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31、3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1、3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、Cs-134、Cs-137の指標

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

2023年12月30日

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー

## 海水分析結果&lt;発電所から3km以内&gt; (全β・H-3・γ)

試料名称	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 ※2 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2023/08/14 07:25	1.0E+01	1.0E-01	< 7.1E-01	< 8.4E-01
1F 南放水口付近 (T-2) ※	2023/08/14 09:15	9.6E+00	2.9E-01	< 6.4E-01	< 6.0E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	2023/08/14 07:50	1.4E+01	4.7E-02	< 2.3E-01	< 2.3E-01
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	2023/08/14 07:33	< 1.3E+01	< 7.6E-02	< 3.3E-01	< 2.8E-01
1F 港湾口東側 (T-0-2)	2023/08/14 07:24	< 1.3E+01	1.0E-01	< 2.7E-01	< 2.8E-01
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	2023/08/14 07:18	< 1.3E+01	1.2E-01	< 2.8E-01	< 2.7E-01
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	2023/08/14 07:03	< 1.2E+01	7.6E-02	< 3.8E-01	< 3.2E-01
1F 敷地北側沖合1.5km (T-A1)	2023/08/14 07:41	—	< 6.3E-02	< 2.6E-01	< 2.8E-01
1F 敷地沖合1.5km (T-A2)	2023/08/14 07:28	—	< 7.6E-02	< 3.4E-01	< 2.6E-01
1F 敷地南側沖合1.5km (T-A3)	2023/08/14 07:12	—	< 6.9E-02	< 3.8E-01	< 3.2E-01
WHOの飲料水水質ガイドライン※1			1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01

・不等号 (<: 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。

・〇.〇E±〇とは、〇.〇×10<sup>±〇</sup>であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10<sup>1</sup>で31, 3.1E+00は3.1×10<sup>0</sup>で3.1, 3.1E-01は3.1×10<sup>-1</sup>で0.31と読む。

・T-2のH-3以外は既にお知らせ済み。

※1 WHOの飲料水水質ガイドラインにおける、H-3, Cs-134, Cs-137の指標

※2 検出限界値0.1Bq/Lまたは0.4Bq/Lで分析を実施。

月1回の頻度(原則、毎月第2月曜日に試料採取)で実施する検出限界値0.1Bq/Lでの分析では、検出限界値未満 (ND) が0.1Bq/L未満となる。検出限界値0.4Bq/Lでの分析では、検出限界値未満 (ND) が0.1Bq/L以上0.4Bq/L未満となる。

・分析結果の評価については「福島第一原子力発電所の状況について(日報)」を参照 <https://www.tepco.co.jp/press/report/>

※試料採取作業の安全確保ができないため、採取地点を1～4号機放水口から南側に約1300mの地点に一時的に変更。

東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一原子力発電所

発信時刻 16時45分

様式9-1

第25条報告

送信枚数 ( 1 / 1 )

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第25265報)

2023年12月30日

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社  
福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所  
原子力防災管理者 田南 達也

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分 (24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)(注3)	(対応日時, 対応の概要) 第25263報でお知らせしたとおり, サブドレン他水処理施設一時貯水タンクDに貯水していた水について, 本日以下のとおり排水を実施しました。  ・排水開始 : 10時05分 ・排水終了 : 15時55分 ・排水量 : 870m <sup>3</sup>  排水状況については, 漏えい等の異常がないことを確認しております。  【公表区分: E】 ※添付の有リ・無し (注4)
その他の事項の対応(注5)	なし

備考 この用紙の大きさは, 日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 当該原子力事業所所在市町村において震度6弱以上の地震が発生した場合, また震度によらず警戒事態該当事象または特定事象の発生に関連していると思われる地震が発生した場合は, その発生日時, 観測用地震計の加速度gal数(水平方向, 鉛直方向)を記入する。

(注4) 新たに警戒事態該当事象または特定事象が発生した場合は, 本様式に加えて様式9-1添付を用いて報告する。なお, 様式9-1添付を用いた報告は当該事象が非該当となるまで継続して行う。

(注5) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。